

公益社団法人上越観光コンベンション協会旅行商品造成促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益社団法人上越観光コンベンション協会（以下「協会」という。）が、上越市（以下「本市」という。）の観光振興による市内経済の活性化を図るため、本市に宿泊又は立ち寄る募集型企画旅行（以下「企画旅行」という。）を企画する旅行会社に対し、予算の範囲内で交付する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる旅行会社（以下「補助対象者」という。）は、旅行業法施行規則（昭和46年運輸省令第61号）第1条の2に基づく第一種旅行業務、第二種旅行業務及び第三種旅行業務の登録を受けた旅行会社とする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、次のいずれの要件も満たす企画旅行とする。

- (1) 本市外を発着地とする貸切バスを利用した団体旅行（以下この条において「団体旅行」という。）で、貸切りバスに搭乗し企画旅行に参加する人数が運転手、バスガイド及び添乗員を除いて10人以上であること。
- (2) 協会が指定する本市内の飲食施設、土産物施設等を2か所以上利用し、又は協会が指定する本市内の宿泊施設（ホテル、旅館、民宿その他宿泊料金の支払いを要する施設をいう。）に1泊以上すること。ただし、同一施設内で飲食施設及び土産物施設等を利用する場合は、1か所の利用とみなす。
- (3) 企画旅行における土産物施設等の滞在時間が30分以上であること。
- (4) 原則として、団体旅行に参加する人すべての行程が同一であり、企画旅行の行程表等に本市内の宿泊先及び立ち寄り先について明記すること。
- (5) 協会が実施するアンケートに必要事項を記入し、協会に提出すること。
- (6) 前5号の規定にかかわらず、補助金の交付を受けるに当たり、本市及び協会から他の補助金等の交付を受けていないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、令和3年4月23日から令和4年2月28日までに実施される企画旅行に係る経費とする。

(補助金の交付額)

第5条 補助金の交付額は、一の企画旅行で使用した貸切バス1台につき、次の表の左欄に掲げる企画旅行の区分に応じ、同表の右欄に定める額とする。

区分	交付額
----	-----

立ち寄りのみ	25,000円/台
宿泊のみ	25,000円/台
立ち寄り及び宿泊	50,000円/台

2 申請が予算の限度額に達した場合は、協会のホームページにて事業終了の旨を告知するものとする。

(交付申請等)

第6条 補助金の交付を受けようとする旅行会社は、旅行商品造成促進事業補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、企画旅行実施日の前日から起算して15日前までに協会に提出しなければならない。

- (1) 旅行行程表及び企画書面（旅行行程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件等に関する企画の内容を記載した書面）
- (2) その他公益社団法人上越観光コンベンション協会会長が必要と認める書類

2 協会は、前項の申請書の提出があったときは、これを審査し、補助金の交付の可否を決定したときは、旅行商品造成促進事業補助金交付通知書（第2号様式）により通知するも却下

のとする。

(実績報告及び補助金請求)

第7条 補助金の交付決定を受けた旅行会社は、事業が完了したときは、ツアー完了日の翌日から起算して30日以内に旅行商品造成促進事業補助金実績報告書（第3号様式）及び旅行商品造成促進事業補助金請求書（第4号様式）を提出しなければならない。

(補助金の交付)

第8条 前条の実績報告書を適当と認めたときは、補助金の額を確定し、速やかに補助金を交付する。

(交付決定の取り消し等)

第9条 この要綱により補助金の交付を受けた旅行会社が、偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたことが判明したときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、協会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。